

# シンカナース株式会社 定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、シンカナース株式会社と称する。  
英文では、SINKANURSE, Inc.と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 医療機関、介護事業者その他の事業者に対する看護補助者その他の医療・介護関連人材の労働者派遣事業
- ② 医療機関、介護事業者その他の事業者に対する医療・介護関連人材の有料職業紹介事業
- ③ 医療機関等に対する経営支援、業務改善、教育・定着支援その他のコンサルティング
- ④ 医療・介護関連人材の教育研修、研修教材の企画・制作・提供
- ⑤ インターネットその他の通信網を利用した情報提供サービス、メディア運営
- ⑥ 医療・介護分野に関するソフトウェアの企画、開発、提供（販売を含む）及び保守
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑧ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑩ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機関構成)

第4条 当会社は、取締役、株主総会の他、次の機関を設置する。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

### (公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電

子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

### (自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項の他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

### (株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては

これを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載し

ないことができる。

#### 第4章 取締役及び取締役会

##### (員 数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

##### (選任方法)

第19条 当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

##### (任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

##### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 当会社は、代表取締役のうち1名を社長とし、取締役会決議により取締役の中から選定する。また、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を置くことができ、それぞれ取締役会決議により取締役の中から選定する。

3. 当会社の業務は社長が執行する。当会社に会長が存するときは会長及び社長が執行する。

##### (取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

##### (取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会

を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により非業務執行取締役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

- 第33条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第35条 監査役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

- 第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

- 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償

責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

### (期末配当金)

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

### (中間配当金)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### (期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第7章 付 則

### (法令の準拠)

第44条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによるものとする。

### (電子提供措置等の効力発生日)

第45条 第17条（電子提供措置等）は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、第17条（電子提供措置等）の効力発生後、本条は削除する。

**制定・改正履歴**

制定 2005年12月27日  
改正 2008年10月3日  
改正 2010年9月13日  
改正 2010年9月17日  
改正 2011年5月16日  
改正 2014年12月3日  
改正 2016年2月2日  
改正 2016年3月29日  
改正 2017年3月17日  
改正 2018年7月2日  
改正 2021年4月1日  
改正 2022年4月1日  
改正 2022年12月1日  
改正 2023年4月28日  
改正 2025年3月28日  
改正 2025年8月15日  
改正 2026年1月9日